

令和3年度 司法精神医療等人材養成研修事業一式（指定医療機関従事者研修）
仕様書

1. 背景と目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）附則第3条第1項で示されるように、指定医療機関における医療を最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとするためには、医療観察法に携わる医療及び福祉の関連職種の育成と資質能力の向上を図り、各種ガイドラインに基づく多職種（MDT）チーム医療と対象者の個別性を重視した医療プログラムの提供を実現することが特に重要である。

こうした状況を踏まえ、医療観察法対象者の病状改善のために専門性の高い医療を付与しその社会復帰を促進するために、指定入院医療機関又は指定通院医療機関に従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者に対する司法精神医学の教育研修を通じ、医療観察法の担い手である関係職種の育成と資質能力の向上を図り、医療観察法の円滑な運用に資することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 指定医療機関従事者研修

ア 司法精神医学等研修

(ア) 研修内容

別添1「司法精神医療等に係る研修内容」による。

(イ) 対象者 450名程度

指定医療機関（令和3、4年度中に指定予定の医療機関を含む）に従事（予定を含む）する医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者

受講者の募集に関しては、指定医療機関（令和3、4年度中に指定予定の医療機関を含む）に対し開催案内を送付し、参加者を募ること。

イ 指定入院医療機関従事者病棟研修

(ア) 研修内容

別添2「指定入院医療機関従事者病棟実習項目」による。

(イ) 対象者

令和4年度中に指定予定の北海道大学病院に従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者

(2) 研修及び研修企画委員会の回数及び期間について

履行期間内において、アについては2回以上（各2日間程度）、イについては1回以上（14日間程度）、研修企画委員会については1回以上行うこと。

謝金については、1人1回17,700円を支払うものとする。ただし、他に諸謝金に関する規定があり、厚生労働省が適切と認める場合は、これに基づき支払うことができる。

旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）」に基づき支払うものとする。ただし、他に旅費に関する規定があり、厚生労働省が適切と認める場合は、これに基づき支払うことができる。

講師及び委員への謝金・旅費の支払いは別途精算払いとする。

< 過去3か年度実績 >

	机上研修	病棟研修	企画委員会
平成29年度	3回（各2日間）	1回（14日間）	1回（1時間）
平成30年度	3回（各2日間）	0回	1回（1時間）
令和元年度	3回（各2日間）	0回	1回（1時間）

3. 研修実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月18日

4. 業務の実施にあたっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

受注者は、本調達業務の実施の過程で厚生労働省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）他の受注者が提示した情報及び作成した情報を、本調達業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

受注者は、本調達業務を実施するにあたり、厚生労働省から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

複製はしないこと。

用務に必要ななくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。

本調達業務完了後、上記に記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を厚生労働省に提出すること。

機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、厚生労働省が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

(2) 遵守する法令等

受注者は、本調達業務の実施において、民法（明治29年法律第89号）刑法（明治40年法律第45号）著作権法（昭和45年法律第48号）不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の関連する法令等を遵守すること。

(3) 情報セキュリティ管理

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

厚生労働省から提供する情報の目的外利用を禁止すること。

受注者の資本関係・役員等の情報、本調達業務の実施場所、本調達業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。

情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、厚生労働省へ報告すること。

情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、厚生労働省の承認を受けた上で実施すること。

厚生労働省が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れること。

厚生労働省から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。

厚生労働省から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。

本調達業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに厚生労働省に報告すること。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の内容を遵守すること。

（４）再委託の制限

受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号、または名称及び住所並びに再委託を行う事務又は事業の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。また、受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。

再委託に関する内容に変更が生じた場合には、受託者は「再委託に係る変更承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号、または名称及び住所並びに委託を行う事務又は事業の範囲を記載した「履行体制図」を支出負担行為担当官に提出し、履行体制の把握に努めること。

受託者は、秘密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

（５）閲覧資料

応札希望者は、研修の実施に係る以下の資料について、必要に応じ、閲覧した上で応札の可否を判断すること。なお、資料の閲覧にあたっては、守秘義務の誓約書を提出した上で、厚生労働省が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。

・受講者用テキスト一式

閲覧場所：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室内

閲覧期間及び時間：令和3年1月26日（火）～令和3年2月25日（木）
10時～16時（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

閲覧手続：2名まで。閲覧を希望する場合、応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を以下連絡先に事前に連絡すること。
また、閲覧日当日までに「守秘義務に関する誓約書」を記載の上、提出すること。

閲覧時の注意：閲覧にて知り得た内容については、競争参加のための書類作成等以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

5．成果物の取扱いに関する事項

（1）知的財産権の帰属

調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、受注者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて厚生労働省に帰属するものとする。また、厚生労働省は、納品された成果物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し行わせることができるものとする。

本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について厚生労働省の承認を得ることとし、厚生労働省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(2) 瑕疵担保責任

受注者は、本調達業務について検査を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が厚生労働省の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった時はこの限りではない。）受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に厚生労働省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても厚生労働省の承認を受けること。

厚生労働省は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害についても同様とする。

(3) 検査

「2.業務内容」及び「3.研修実施期間」に則って、成果物を提出すること。その際、厚生労働省が指示した場合、別途品質保証が確認できる資料を作成し、成果物と併せて令和4年3月18日までに提出すること。

検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映されたすべての成果物を納品すること。

「2.業務内容」及び「3.研修実施期間」に依る以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作業資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

6. 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

7. その他

- ・本事業を円滑かつ効率的・効果的に実施するため、関係行政機関、保健福祉関係団体等と連携を図り、協力体制を整備すること。
- ・新型コロナウイルス感染状況を踏まえ必要な感染予防策を実施すること。

司法精神医療等に係る研修内容

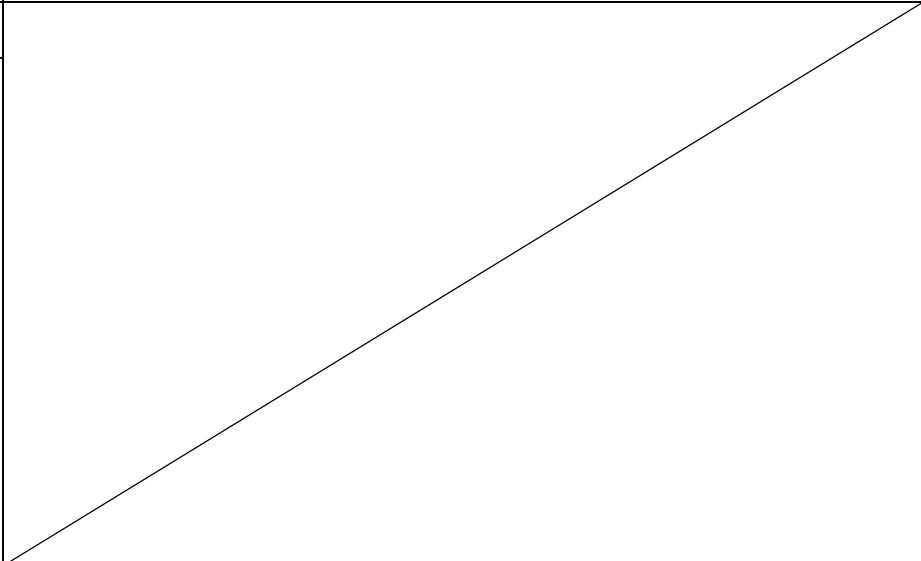
研修対象者：医師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士・臨床心理技術者

研修時間：16時間以上

研修項目：

1. 心神喪失者等医療観察法に関する法律及び精神保健福祉行政概論
2. 心神喪失者等医療観察法に関する法令及び実務
3. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療及び実務
4. 心神喪失者等医療観察法に基づく地域社会における処遇
5. 心神喪失者等医療観察法に関する事例研究
6. 指定医療機関における医師の役割
7. 指定医療機関における看護師の役割
8. 指定医療機関における臨床心理技術者の役割
9. 指定医療機関における作業療法士の役割
10. 指定医療機関における薬剤師の役割
11. 指定医療機関における精神保健福祉士の役割
12. 当事者の処遇(人権尊重と権利擁護等)
13. 自治体・行政機関の役割
14. 評価法について(共通評価項目)
15. 評価法について(ICF等)
16. 心理療法について
17. 多職種アプローチについて 概論
18. 多職種アプローチについて 各論(事例検討)
19. 指定入院医療機関の運営について
20. 病状評価・看護計画・事故防止・緊急対策等
21. 電子カルテ、標準書式解説

指定入院医療機関従事者病棟実習項目

【病棟実習（医師、臨床心理技術者）】（2週）	【病棟実習（PSW、OT）】（2週）
<ul style="list-style-type: none"> ・患者とのコミュニケーション技術 ・病棟内での安全管理 ・医療従事者間の連携 ・暴力への対処と予防 ・行動制限の実施方法 ・診療記録の方法 ・患者の病状及び行動の評価方法 ・治療方針及び計画の策定方法 ・各種の治療方法（薬物治療、認知行動療法など） ・アルコール・薬物依存の治療 ・集団精神療法 ・治療評価の判定 ・患者・家族教育 ・地域でのケース・マネジメント ・関連機関との連携方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者とのコミュニケーション技術 ・病棟内での安全管理 ・医療従事者間の連携 ・暴力への対処と予防 ・行動制限の実施方法 ・社会復帰に関する相談・援助の方法 ・患者記録の方法 ・患者の病状及び行動の評価方法 ・社会復帰計画の策定方法 ・アルコール・薬物依存の治療 ・集団療法、作業療法、社会生活技能訓練 ・治療評価の判定 ・患者・家族教育 ・地域でのケース・マネジメント ・関連機関との連携方法
<p>【病棟実習（看護師）】（2週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者とのコミュニケーション技術 ・病棟内での安全管理 ・医療従事者間の連携 ・暴力への対処と予防 ・行動制限の実施方法 ・服薬管理の方法 ・看護記録の方法 ・患者の病状及び行動の評価方法 ・看護方針及び計画の策定方法 ・各種の治療方法 ・アルコール・薬物依存の治療 ・集団療法、作業療法、社会生活技能訓練 ・治療評価の判定 ・患者・家族教育 ・地域でのケース・マネジメント ・関連機関との連携方法 	

【参考】指定入院医療機関一覧（令和3年1月1日現在）

	医療機関名	所在地	備考
1	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院	東京都	
2	独立行政法人国立病院機構花巻病院	岩手県	
3	独立行政法人国立病院機構東尾張病院	愛知県	
4	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	佐賀県	
5	独立行政法人国立病院機構北陸病院	富山県	
6	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	神奈川県	
7	独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター	新潟県	
8	独立行政法人国立病院機構小諸高原病院	長野県	
9	独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	千葉県	
10	独立行政法人国立病院機構琉球病院	沖縄県	
11	独立行政法人国立病院機構菊池病院	熊本県	
12	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	大阪府	
13	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	岡山県	
14	独立行政法人国立病院機構神原病院	三重県	
15	長崎県精神医療センター	長崎県	
16	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	広島県	
17	群馬県立精神医療センター	群馬県	
18	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立こころの医療センター	静岡県	
19	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	神奈川県	
20	東京都立松沢病院	東京都	
21	地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター駒ヶ根	長野県	
22	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取県	
23	地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院	山梨県	
24	鹿児島県立始良病院	鹿児島県	
25	独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター	奈良県	
26	地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立こころの医療センター	山口県	
27	茨城県立こころの医療センター	茨城県	
28	埼玉県立精神医療センター	埼玉県	
29	栃木県立岡本台病院	栃木県	
30	滋賀県立精神医療センター	滋賀県	
31	山形県立こころの医療センター	山形県	
32	愛知県精神医療センター	愛知県	
33	島根県立こころの医療センター	島根県	
34	北海道大学病院	北海道	令和4年度指定予定
35	福島県立矢吹病院 福島県立こころの医療センター(仮称)	福島県	令和4年度指定予定

（指定年月日順）